

# 企画競争実施の公示

令和6年4月16日

分任支出負担行為担当官  
那覇空港事務所長 古堅 厚弘

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度 車両借上契約（宮古・伊良部地区）
- (2) 業務内容 電話による配車依頼を受理した後に、那覇空港事務所職員が待機している場所へ速やかに車両を提供し、当該職員の指示に従い目的地まで安全に運送する。
- (3) 履行期限 契約の翌平日から令和7年3月31日まで

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(運送)」に係る一般競争(指名競争)参加資格を有する者であること(ただし、地方自治体を除く。)。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加の資格に関する公示」(令和5年3月31日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付けるが、企画提案書提出時までに競争参加資格を有していること。
- (3) 企画提案書の提出期限の日から企画提案書の特定日までの期間に大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号)」に基づく指名停止を受けていないこと。(ただし、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。)
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。  
ただし、(2)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定(第3章第4節を除く。)又はこれらの規定に基づく命令に反した日若しくは処分(指導含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。  
(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、企画提案書提出時までに是正を完了している者を除く。)
- (7) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(企画提案書書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)
- (8) 事業の種別として「一般乗用車旅客自動車運送事業」の認可を、営業区域として「宮古島市」の認可を受けていること。ただし、福祉タクシーのみの認可は除く。なお、設立許可を受けた事業協同組合の場合には、加盟業者が上記の認可を受けていることを要件とする。
- (9) 企画競争説明書の交付を直接受けた者であること。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺531-3

国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課

電話 098-859-5106

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 6年 4月 16日(火)から令和 6年 5月 2日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までの間)

(1)に同じ。希望者には無償で配付する。

なお、(1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、(1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

#### (3) 企画提案書の提出期限、提出部数、場所及び方法

令和 6年 5月 2日(木) 17時00分 企画提案書 1部 資料 1組

(1)に同じ。持参又は郵送(書留郵便等)に限る。

#### (4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及場所

企画提案に関するヒアリングは、実施しない。

### 4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 入札参加者選定審査会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者のうち上位1者と契約を締結する予定である。また、評価点が同点の場合については、企画競争説明書審査項目一覧表のNo.1・3・5の各項目について、より上位の得点を獲得した者を特定する。ただし、これにより特定しがたい場合は、該当する者のみにてくじを行い特定する。なお、提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであり、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は、企画競争説明書による。